子ども総合科学館自動ドア保守点検業務委託仕様書

１　目　的

　　自動ドア開閉装置の開閉機能を良好に保全し、さらに自動ドアに求められている安

全性を維持するために、適切な点検・調整・修理等の業務を行うものとする。

２　委託場所

　　栃木県宇都宮市西川田町５６７番地　　栃木県子ども総合科学館

３　委託期間

　　令和7(2025)年9月1日から令和11(2029)年3月31日

４　委託対象設備

　　・ＶＳ型自動ドア　６台

　　・付属機器　　　　自動ドア開閉装置の付属機器一式

５　委託業務内容

　（１）定期点検

対象機器について、「JIS A 4722（歩行者用自動ドアセット‐安全性）」記載の点検項目及び判定基準に従って点検を行うものとし、点検調整する際には専用のハンディターミナルを用い、調整の基準及び測定方法は全国自動ドア協会策定の「自動ドア安全ガイドライン」に準じて行うものとする。

　　　点検項目の詳細は別表１のとおりとする。

（２）定期点検回数

　　　年間２回（６か月に１回）　ただし、令和7(2025)年度は、契約期間内に２回

６　点検結果の報告

　　定期点検の都度、点検内容及び測定数値、機器設備の異常の有無、処理内容等を報告

書に記載し、設定及び測定した数値を報告するものとする。

７　点検資格者

　　点検業務については、対象機器の自動ドア装置の保守管理業務に精通した、自動ドア

施工技能士（１級）の資格を有する者を業務責任者とし、自動ドア施工技能士（２級以

上）の者を現場責任者としてその者または自動ドア施工技能士の指導を受けた者が行うこと。

８　緊急点検

　　受託者は定期点検時以外に対象設備に不具合や故障が発生した旨の報告を受けた場合

は、直ちに専門の技術者を派遣して、必要に応じ速やかに適宜緊急点検を実施し、調整又は修理を行うこととする。また、その際の基本技術料、派遣費用は保守契約の範囲とする。調整及び測定の方法は前述５（１）を準用する。

９　部品及び消耗品、工具について

部品交換等が発生する場合は、事前に委託者の確認を行い交換するものとする。交換

する部品はナブコ自動ドア純正部品（新品）とする。

別表２に記載のある交換部品、業務に必要なウエス等の消耗品・油脂類及び点検に必要な工具・測定器等の機材は、受託者の負担とする。

１０　損害賠償

　　業務を遂行するにあたって、人命、建物等に損害を与えた場合は、全て受託者の負担

において賠償すること。

　　ただし、委託者の瑕疵によるものである場合は、この限りでない。

１１　委託業務遂行上の留意

（１）　善良の管理者の注意をもって、業務にあたること。

（２）　業務上知り得た事項を他に漏らさないこと。

（３）　事故の無いよう十分に注意すること。

（４）　本仕様書に明記されていない事項については、双方協議すること。

別表１

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 内　　　容 |
| 作動履歴の確認 | ・累計開閉回数　　・サーマル作動回数　　・セーフティ発生回数 |
| 各種設定の確認 | ・開速度、閉速度　　・開放タイマー　　・各種トルク・クッション速度及び距離　　・開閉セーフティ感度 |
| 自己診断エラーの確認 | ・コントローラー内部RAM/ROM/EEPROMエラー・解除/施錠エラー　　・無負荷エラー　　・サーマル作動・エンコーダーエラー　　・モーターエラー　　・モーター未接続エラー　　・セーフティワーニング・過電流　　・モーター加熱注意　　・モーター加熱警告・コントローラーモーター電流異常　　・マイコンクロックエラー・マイコン割込みエラー　　・マイコンレジスタカウンタ異常・コントローラー内部マイコン機能異常　　・保護センサー異常・内臓光電センサー異常 |
| サッシ部点検 | ・無目カバーの異常（損傷、締結材緩み）・ガイドレール‣振れ止めの状態（変形、損傷、がたつき確認）・ドアの状態（切傷、擦傷などの危険源がない）・ガラスの状態（安全ガラス、飛散防止フィルム貼り、損傷なし） |
| 懸架部点検 | ・ハンガーレールの状態（異音、損傷、締結材緩み）・ドアハンガーの状態（異音、損傷、締結材緩み、踊り止め隙間）・ストッパーの状態（損傷、指はさみ防止） |
| 動力作動部点検 | ・手動開閉時の異音　　・干渉確認　　・ドアエンジン締結材緩み・グリース漏れ　　・防振ゴム損傷状態　　・駆動・従動プーリーの状態（回転、亀裂‣欠け）・タイミングベルト（チェーンワイヤー）の状態（ひび割れ、ささくれ、キンク、錆） |
| 制御装置点検 | ・各種設定通りに動作しているか確認（開速度、閉速度、開放タイマー、クッション動作）・制御装置の状態‣モーター用制御電圧（11V以上）・有効開口幅実測‣確認 |
| 電気回路 | ・配線の支持‣接続状態及び被履の亀裂の有無・機器の同通確認（保護設置の確認）・電源電圧の測定（1回/年）　　・絶縁抵抗の測定（必要により） |
| センサー部点検 | ・センサー（起動‣併用）検出範囲及び感度・センサー（保護用）検出範囲及び感度‣保護領域の静止検知時間・補助センサー作動状況 |
| ＪＩＳ対応 | ・安全防護「開」作動（各種安全防護対策実施）・安全防護「閉」作動（各種安全防護対策実施） |
| その他 | ・ステッカー類の貼付け（表示‣警告‣戸袋‣型式） |

別表２

|  |  |
| --- | --- |
| 部　位 | 受注者の負担となる交換部品　 |
| 駆動部 | ・ドアエンジン　　・プーリー　　・連結機構　　・ベルト |
| 懸架部 | ・ドアハンガー　　・ハンガーレール |
| 制御部 | ・コントローラー　　・配線モジュール |
| 検出部 | ・起動センサー　　・タッチスイッチ　　・補助センサー |